

各種競技会等開催費・派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、本県の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、競技団体及び体育関係団体（以下「補助事業者」という。）が行う各種競技会等の開催及び派遣に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助事業者が行う各種競技会等の開催及び派遣に係る事業（以下「補助事業」という。）のうち補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書（以下本条において「交付申請書」という。）の様式は、様式第1号によるものとする。

2 交付申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金の交付の申請を受けようとする者に対して通知するものとする。

3 交付申請書には、補助事業ごとに、その内容及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。

4 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第6条 補助事業者がやむを得ない事情により補助事業の内容を変更するときは、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更とは、次の各号に掲げる

とおりとする。

一 補助対象経費総額の30パーセント以内の減

二 補助対象経費総額の増を伴わない補助対象経費内訳の変更

3 第1項の変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業内容の変更を説明する書類を添付するものとする。

4 第1項の変更交付決定については、様式第4号により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9号による中止(廃止)承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の中止(廃止)承認については、様式第10号により補助事業者に対し通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 知事は、第7条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第4条による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書(以下本条において「実績報告書」という。)の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書には、補助事業の成果及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。

3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日後30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(額の確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の請求書については、概算払にあつては第4条の交付決定通知書を、精算払にあつては前条の額の確定通知書を受理した後、請求するものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助金により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 前項の財産のうち次条第2項に規定するものについては、様式第8号により管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める。

2 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1個又は1組10万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事情を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整理保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

各種競技会等開催費・派遣費補助金交付要綱 別表

区分	補助事業	補助対象経費	補助率（額）
開催事業	1 全国大会 (1) 中学校体育大会 (2) 高等学校体育大会 (3) 定通体育大会 (4) 特別支援学校体育大会 2 関東大会 (1) 中学校体育大会 (2) 高等学校体育大会 (3) 特別支援学校体育大会 3 埼玉県学校総合体育大会 4 埼玉県高等学校定時制通信制総合体育大会	諸謝金（競技役員等の謝金に限る。）、旅費（選手旅費は除く。）、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費	定 額
派遣事業	1 全国大会 (1) 中学校体育大会 (2) 高等学校体育大会 (3) 定通体育大会 (4) 特別支援学校体育大会 2 関東大会 (1) 中学校体育大会 (2) 高等学校体育大会 (3) 特別支援学校体育大会	大会要項等に定められた正規登録選手等の交通費	全国大会：3/10 関東大会：2/10（1人当たりの補助額が500円以上となる場合に限る。） ※1人あたりの補助額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 ※浦和駅から大会会場と同一の地域内にある都道府県庁の最寄駅までの交通費とする。